

第 1 章**生活支援****1 基本方針**

障害のある人への支援体制として、平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスが一元化され、これにより、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスが提供することができるようになりました。

また「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする改正が行われ、障害福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲に難病患者が含まれるなどの支援の見直しが行われました。

障害児支援については平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するなどの障害児支援の強化が図られました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害のある人が身近な場所において必要な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談支援体制が構築され障害福祉サービス等が利用しやすい環境が整備される必要があります。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行う必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 障害福祉サービス等の利用の推進
- (3) 障害児支援の充実
- (4) 福祉用具の支給
- (5) 情報提供の充実等
- (6) 意思疎通支援の充実

2 現状と施策の方向性について

課題（1）相談支援体制の構築

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備	①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。	①引き続き、船橋市自立支援協議会にて関係機関等の相互連絡や情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。 [担当課] 障害福祉課
	②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。	②引き続き、専門部会にて課題別の検討事項について協議を行います。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課
2. 相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	引き続き、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会による相談支援体制の構築を図ります。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課
3. 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実	平成24年10月より基幹相談支援センターとして、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。	引き続き、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中核として相談支援を実施します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
4. 障害者相談員による相談の実施	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。	引き続き、障害者相談員による相談を行っていきます。 [担当課] 障害福祉課

課題（2）障害福祉サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 障害福祉サービス等の充実	個々の障害のある人のニーズや実態に応じ障害福祉サービス等の支援を行っています。	引き続き、障害福祉サービス等の利用の推進を図ることにより、障害のある人への支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
2. 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援	平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者が含まれることになり、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。	引き続き、難病患者に対する障害福祉サービス等の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
3. 重度重複化への対応	障害の重度化・重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。	引き続き、障害の重度化・重複化に対応するため専門職員を配置します。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
4. 高齢化への対応	障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。	引き続き、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図ります。 [担当課] 介護保険課 障害福祉課
5. グループホームの充実	①地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費の補助を行っています。	①引き続き、地域移行の推進のためグループホームの整備費の補助を行います。 [担当課] 障害福祉課
	②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費の補助を行っています。	②引き続き、障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費の補助を行います。 [担当課] 障害福祉課
6. 福祉ホーム・生活ホームによる支援	福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人に居室の提供及び日常生活に必要な支援を行っています。	引き続き、福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行っています。 [担当課] 障害福祉課
7. グループホーム等入居者家賃補助の実施	障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームの家賃の一部を補助しています。	引き続き、グループホーム・生活ホームの家賃の一部を補助します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
8. 生活訓練等事業の推進	視覚障害者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。	引き続き、生活訓練等事業を行っていきます。 [担当課] 障害福祉課
9. 障害児等療育支援事業の推進	在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。	引き続き、障害児等療育支援事業を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
10. 精神障害者の社会復帰施策の推進	回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。	引き続き、デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。 [担当課] 保健所
11. 一時介護の充実	障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。	引き続き、一時介護の費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
12. 日中一時支援事業の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。	引き続き、日中一時支援の充実を図ることにより、障害のある人及びその家族の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
13. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実	重度障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。	引き続き、重度身体障害者等入浴サービス事業を行います。 [担当課] 障害福祉課
14. 障害者等移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。	引き続き、障害者等移動支援事業を実施し、障害のある人の社会参加のための外出の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
15. リフトカーによる移動支援の充実	福祉リフトカーの利用の支援を行うことにより、障害のある人の社会参加のための外出の支援を行っています。	引き続き、福祉リフトカーの利用の支援を行うことにより、社会参加のための外出の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
16. 福祉タクシー利用料金の助成	重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。	引き続き、福祉タクシー利用料金の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
17. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成	障害のある人が、自らが所有し運転する自動車の改造を行う場合や、自動車免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。	引き続き、障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
18. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	引き続き、障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成します。 [担当課] 療育支援課 障害福祉課
19. 福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	引き続き、船橋市福祉有償運送協議会において、福祉有償運送についての協議を行います。 [担当課] 地域福祉課
20. 食の自立支援事業の実施	身体の障害者等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	引き続き、食の自立支援事業を行います。 [担当課] 障害福祉課

課題（3）障害児支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っています。	引き続き、連携を強化するための会議等を開催していきます。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
2. 児童発達支援の実施	未就学の障害児が、日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。	引き続き、児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
3. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害児が、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	引き続き、放課後等デイサービス実施し、障害児の生活能力の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
4. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害児が、集団生活への適応のために訪問支援員の専門的なアドバイスを行っています。	引き続き、保育所等訪問支援を実施し、集団生活の適応向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
5. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の巡回相談等により、発達に遅れのある子を早期発見し、早期療育を行っています。	引き続き、幼稚園等への巡回相談等を行い、早期発見し、早期療育に繋げていきます。 [担当課] 療育支援課
6. 療育内容の充実	療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援にかかる知識や具体的支援方法についての指導啓発を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。	引き続き、幼稚園・保育園等の職員に対して、講演会を開催し、職員の資質の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
7. 保育所における障害のある児童の受け入れ	<p>船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、保育に欠ける発達支援児の保育所での受け入れを行っています。</p> <p>また保育所のバリアフリー化を推進しています。</p>	<p>引き続き、船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っていきます。</p> <p>また保育所のバリアフリー化も推進します。</p> <p>[担当課] 保育課 保育施設整備課</p>
8. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ	<p>幼稚園において障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。</p>	<p>引き続き、障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行っていきます。</p> <p>[担当課] 学務課</p>
9. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ	<p>障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。</p>	<p>引き続き、職員の加配などを行うなど障害のある児童の受け入れを行っていきます。</p> <p>[担当課] 児童育成課</p>

課題（４）福祉用具の支給

項目	現状	施策の方向性
1. 補装具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・修理）の支給を行っています。	引き続き、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費の支給を行います。 [担当課] 障害福祉課
2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	引き続き、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行います。 [担当課] 障害福祉課

課題（５）情報提供の充実等

項目	現状	施策の方向性
1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（F ネット）事業の推進	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を推進しています。	引き続き、ファクシミリを利用した情報提供を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 図書利用の支援	①身体障害者福祉センターにて声の図書（テープ・CD）や点字図書の貸し出しを行っています。	引き続き、声の図書・点字図書の貸し出しを行っていきます。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
2. 図書利用の支援	②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。	引き続き、図書の宅配サービスを行っていきます。 [担当課] 図書館
3. 点字広報・声の広報の発行	広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。	引き続き、点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 広報課
4. 市ホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能など情報提供の推進を図っています。	引き続き、市のホームページにおける情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 広報課
5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	引き続き、声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 庶務課
6. 公文書の音声コード化	公文書の音声コード化については、必要に応じ行っております。	引き続き、公文書の音声コード化については、必要に応じ行ってまいります。 [担当課] 総務課 障害福祉課

課題（6）意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	①手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①引き続き、手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
	②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。	②引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことによる意思疎通支援を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 手話講習会の実施	①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。	①引き続き、聴覚障害者の意思疎通支援のための手話講習会を行っています。 [担当課] 障害福祉課
	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。	②引き続き、健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象として講習会を行っています。 [担当課] 障害福祉課
	③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。	③引き続き、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①引き続き、盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
	②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。	②引き続き、盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課